

九州大学シンクロトロン光利用研究センタービームライン等利用規程

平成23年度九大規程第68号  
施行：平成23年10月1日  
最終改正：令和6年3月28日  
(令和5年度九大規程第80号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学シンクロトロン光利用研究センター（以下「センター」という。）の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 ビームライン及び分析付帯装置（以下「ビームライン等」という。）の利用を希望する者及び試料分析の依頼者は、所定の手続により申請し、その許可を得なければならない。

第3条 ビームライン等の利用者（以下「利用者」という。）は、センターの職員の指示に従い、善良な管理者の注意をもってビームライン等を利用しなければならない。

(損害賠償)

第4条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、ビームライン等の設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用料)

第5条 利用者及び試料分析の依頼者は、別表に掲げる利用料を、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 既納の利用料は、原則として返還しない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、ビームライン等の利用に関し必要な事項は、センターの長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第160号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第210号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第11号）

この規程は、平成28年7月1日から施行し、平成28年6月1日から適用する。

附 則（平成30年度九大規程第141号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第81号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第80号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1. ビームライン等を利用する場合

(1) 利用区分

公共等利用 (成果公開)	大学及び公共研究機関のうち、利用情報の開示が前提となる利用区分をいう。
産学官連携利用 (成果非公開)	所属機関を問わず、本学との産学官連携推進のための利用を対象とし、利用情報の開示を前提としない利用区分をいう。
ARIM利用	大学及び公共研究機関のうち、九州大学マテリアル先端リサーチインフラ事業（以下「ARIM事業」という。）を通してビームライン等を利用する区分をいう。

(2) 利用料

設備名	利用料（1日あたり）		
	公共等利用	産学官連携利用	ARIM利用
ビームライン等	52,000 円	260,000 円	52,000 円※1 62,000 円※2

※1 ビームライン等を利用して取得したデータ及びその利活用のため利用者から必要に応じて提供される補足的データ（以下「データ」という。）をARIM事業に利用することを同意し、利用報告書の提出を義務とする場合

※2 データをARIM事業に利用することに同意しないで、利用報告書の提出を義務とする場合

2. 試料分析を依頼する場合

区分	利用料（1時間あたり）
測定	31,000 円